

土工の3次元設計業務実施要領

1. 土工の3次元設計

土工の3次元設計とは、土木設計業務において、最新の「LandXML1.2 に準じた3次元設計データ交換標準（案）（国土交通省）」に基づいて土工の3次元設計データを作成することをいう。

2. 対象業務

I C T活用工事に関連する設計業務（道路詳細設計、築堤詳細設計、護岸詳細設計等）を対象とし、特記仕様書において発注者が指定する業務とする。

発注形式は発注者指定型を基本とする。

3. 特記仕様書への記載事項

発注者は、別途定める特記仕様書を添付し、対象業務であることを明示すること。

4. 委託業務等成績評価における加点

業務執行技術力における、「新たな、あるいは高度な調査・解析・設計等の手法・技術に十分対応できる能力を有していた。」において、評価すること。

5. 留意点

受注者が円滑に活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

5-1 3次元点群データ等の貸与

発注者は、3次元点群データの測量成果がある場合は、積極的に受注者に貸与するものとする。

5-2 工事費の積算

発注者は、発注に際して国が定める積算の基準等に基づき積算を実施するものとする。

5-3 研修会等の実施

受注者は、土工の3次元設計の推進を目的として、発注者の求めに応じて研修会を実施するものとする。

6. 活用効果の検証

受注者は、県の発注業務として新たな取り組みを行う場合には、当該技術の活用効果の検証に協力するものとし、発注者が必要と認める資料を提出すること。

7. その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年5月20日から適用する。